

地 球 温 暖 化 対 策 計 画 書

1 地球温暖化対策事業者の概要

地球温暖化対策事業者 （届出者）の名称	桜井興産株式会社
地球温暖化対策事業者 （届出者）の住所	名古屋市南区鶴見通3丁目3番地
工場等の名称	桜井興産株式会社 荒子工場
工場等の所在地	名古屋市港区十一屋1丁目13番地
業種	製造業
業務部門における 建築物の主たる用途	工場
建築物の所有形態	自社ビル等（自ら所有し自ら使用している建築物）
事業の概要	金属熱処理業
計画期間	令和4年4月1日 ～ 令和7年3月31日

2 地球温暖化対策計画書の公表方法等

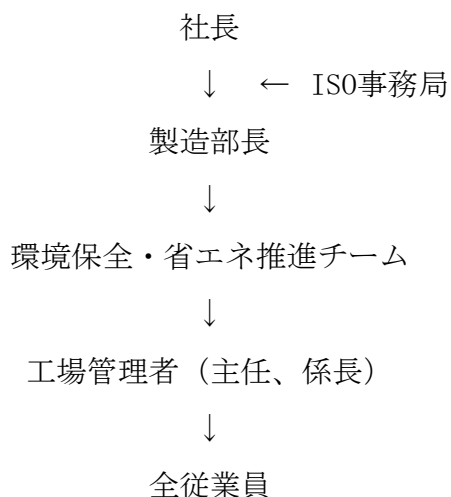
公表期間	令和4年4月18日 ～ 令和7年3月31日		
公表方法	○	揭示 閲覧	（場所） 本社工場 事務所
		ホーム ページ	（HPアドレス）
		冊子	（冊子名・ 入手方法）
		その他	（その他詳細）
公表に係る問合せ先	052-611-5151		

3 地球温暖化対策の推進に関する方針及び推進体制

(1) 地球温暖化対策の推進に関する方針

1. 環境保全理念：
「ものづくりを通し、人に社会に限りなく貢献する」の経営理念に基づき全従業員が環境に配慮した事業活動を行い、住みやすい地球と豊かな社会づくりに取り組み、より信頼される企業を目指す。
2. 環境保全方針：
 - (1) 環境に関する法的事項及び会社が同意するその他の要求事項を順守する
 - (2) 環境汚染の防止及び予防に努める
 - (3) 省エネルギー及び省資源に努める
 - (4) 廃棄物の削減と再利用を促進する
 - (5) グリーン調達を促進する
3. 環境保全活動：
 - (1) 環境保全方針を文書化、掲示し、全部門・全従業員に周知徹底する
 - (2) 環境保全方針に基づき、会社で環境保全目的・目標を設定し、年度毎に見直しを行い、持続的に改善する
 - (3) 地域社会との協調・共生を図るとともに、環境保全方針その他の情報を公開し、地域社会の信頼を得る

(2) 地球温暖化対策の推進体制



4 温室効果ガスの排出の状況

基準年度（令和 3 年度）の温室効果ガス排出の状況

①エネルギー起源二酸化炭素の排出量		7,686	t-CO ₂
①を （温室除く 二酸化炭素 換算） 排出量	②非エネルギー起源二酸化炭素（③を除く。）		t-CO ₂
	③廃棄物の原燃料使用に伴う非エネルギー起源二酸化炭素		t-CO ₂
	④メタン		t-CO ₂
	⑤一酸化二窒素		t-CO ₂
	⑥ハイドロフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑦パーフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑧六ふっ化硫黄		t-CO ₂
	⑨三ふっ化窒素		t-CO ₂
	⑩エネルギー起源二酸化炭素（発電所等配分前）		t-CO ₂
温室効果ガス総排出量（①～⑩合計）		7,686	t-CO ₂

5 温室効果ガス排出量の抑制に係る目標

（1）温室効果ガス排出量の抑制目標

温室効果ガスの抑制の目標設定方法	原単位排出量
------------------	--------

項 目	基準年度 令和 3 年度 排出量（実績）		目標年度		令和 6 年度	
			目標排出量		目標削減率	
温室効果ガス 総排出量		t-CO ₂		t-CO ₂		%

項 目	基準年度 令和 3 年度 排出量（実績）		目標年度		令和 6 年度	
			目標排出量		目標削減率	
原単位あたりの 排出量	173.9	t-CO ₂ / 千t	168.7	t-CO ₂ / 千t	3.0	%

（2）目標設定の考え方

21年度までに抜本的なCO2排出抑制に関する投資を行ったため、22年度以降の大幅な削減が見込めないが、脱炭素社会（カーボンニュートラル）に向けた準備期間と位置づけ、CO2フリー燃料の活用や省エネルギーの推進、太陽光発電の導入を施し▲1%/年を目標設定した。

備考1 温室効果ガスの排出の状況のうち、エネルギー起源二酸化炭素を除く温室効果ガスの排出量については、温室効果ガスの種類ごとに3,000トン以上の場合に限り計上してください。

備考2 温室効果ガス総排出量とは、エネルギー起源二酸化炭素の排出量と、種類ごとに3,000トン以上の温室効果ガスの排出量の合算をいいます。

備考3 原単位あたりの排出量とは、事業活動の特性を的確に示すものとして事業者自らが選択する工場等の床面積、製品の出荷量その他の指標になる単位量あたりの温室効果ガス排出量をいいます。

6 温室効果ガスの排出の抑制に係る措置

(1) 自らの事業活動に伴い排出される温室効果ガスの抑制に係る措置

取組の区分	具体的な取組の内容	取組の目標
一般管理／エネルギー使用量の把握及び管理	・組織横断的な委員会を設置し、取組目標を設定、取組状況の確認・評価・見直し ・計測機器の導入により、使用実態を見える化	・省エネ、環境推進会議を1回/月開催し、エネルギー使用状況や省エネ活動の進捗を確認する。 ・電気機器ごとに計測器を取付け、機器単位のエネルギー使用を見える化する。
省エネルギー・省資源の推進／空調負荷低減	・窓ガラスへの断熱フィルムの貼り付け等による日射負荷の軽減	・事務所、計器室の窓ガラスに断熱フィルムを貼り付ける。
省エネルギー・省資源の推進／その他	・老朽化した変圧器は、省エネ法に規定されたトップランナー変圧器へ更新	・設置25年以上の変圧器を令和6年度までに段階的に更新する。
工場の製造工程における対策	・製造工程の見直し・改善、新設備の導入	・加熱炉のダクトダンパー調整を行い、適切な炉圧制御を施し、放熱、吸熱によるエネルギーロスを削減する。

指針第 1 号様式

(2) 再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

ア これまでに実施している再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

導入年度	設備等の種類	概要（規模、性能、発生エネルギー量等）

イ 計画期間における再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

・太陽光パネルの設置（令和4年度） 200kW

(3) 環境価値（クレジット等）の活用

非化石電力証書を活用（令和5年度予定） 使用量の20%

(4) その他の地球温暖化対策に係る措置

・両面コピー、裏紙利用等による紙使用量の削減 ・社員、従業員への定期的な環境、省エネ教育の実施（2回/年） ・非化石電力証書の活用

(5) 「環境保全の日」等に特に推進すべき取組

・定時退社に努める。
